



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年12月12日火曜日 第2934号

◇ 目 次 ◇

農用地利用配分計画の認可.....	(農政課農地・担い手対策室) ...	888
漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....	(水産課) ...	888
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....	(") ...	888
宅地建物取引業法第69条第2項の規定に基づく聴聞.....	(建築住宅課) ...	888
土地改良区役員の就退任の届出.....	(東予地方局農村整備課) ...	888
道路の区域変更(県道川之江大豊線).....	(東予地方局四国中央土木事務所) ...	889
道路の区域変更(県道坊屋敷小田線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	889
道路の供用開始(県道坊屋敷小田線).....	(") ...	889
道路の区域変更(県道大瀬川中線).....	(") ...	890
道路の供用開始(").....	(") ...	890

告 示

○愛媛県告示第1262号

平成29年11月2日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成29年12月12日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積(㎡)
宮 武 恭 宏	愛媛県西条市禎瑞1584番地	愛媛県西条市禎瑞1426番1ほか23筆	33,049
中 平 勝 則	愛媛県北宇和郡鬼北町大字広見540番地	愛媛県北宇和郡鬼北町大字広見540番地1ほか2筆	5,230

2 認可年月日

平成29年12月4日

○愛媛県告示第1263号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成29年12月12日

愛媛県知事 中村時広

(東予地方局産業経済部管内)

今治加入区

○愛媛県告示第1264号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(平成25年12月愛媛県告示第1328号)による保険に付すべき義務は、平成29年12月6日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成29年12月12日

愛媛県知事 中村時広

(東予地方局産業経済部管内)

今治加入区

○愛媛県告示第1265号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)の規定による行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成29年12月12日

愛媛県知事 中村時広

1 日時 平成29年12月21日(木)午前11時00分

2 場所 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第二別館5階入札室

3 被聴聞者

(1) 商号、代表者氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社三福テナントインフォリンク

代表取締役 土井 晴彦

松山市中村二丁目1番3号

(2) 免許証番号

愛媛県知事(1)第005330号

(3) 免許年月日

平成26年8月25日

○愛媛県告示第1266号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、

四国中央市川之江地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年12月12日

愛媛県東予地方局長 高塚 真志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	石川 有利	四国中央市川之江町2951番地
"	尾藤 元一	四国中央市川之江町2515番地2
"	星川 安德	四国中央市金生町下分365番地
"	石川 幸成	四国中央市金生町山田井17番地1
"	大西 明	四国中央市金生町山田井706番地1
"	大西 義彦	四国中央市金生町山田井1040番地6
"	石川 邦彦	四国中央市上分町720番地
"	佐藤 保之	四国中央市上分町1199番地1
"	南 俊昌	四国中央市金田町金川76番地4
"	信藤 孝義	四国中央市金田町金川949番地
"	鈴木 忠信	四国中央市金田町金川1352番地1
"	押条 和司朗	四国中央市金田町半田乙52番地
"	喜井 正利	四国中央市川滝町下山2315番地
"	石川 晴男	四国中央市川滝町領家1375番地
"	篠原 共明	四国中央市柴生町448番地3
"	石川 一雄	四国中央市妻鳥町2956番地1
監事	谷 弘 熙	四国中央市川之江町3113番地69
"	篠 永 秀 範	四国中央市上分町13番地

"	石 村 照 夫	四国中央市川滝町下山2111番地1
---	---------	-------------------

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	谷 弘 熙	四国中央市川之江町3113番地69
"	石川 有利	四国中央市川之江町2951番地
"	星川 安德	四国中央市金生町下分365番地
"	石川 幸成	四国中央市金生町山田井17番地1
"	大西 明	四国中央市金生町山田井706番地2
"	大西 義彦	四国中央市金生町山田井1040番地6
"	石川 邦彦	四国中央市上分町720番地
"	佐藤 保之	四国中央市上分町1199番地1
"	篠原 肇	四国中央市金田町金川1114番地16
"	吉岡 秀徳	四国中央市金田町金川924番地5
"	宇高 勉	四国中央市金田町金川1442番地1
"	押条 和司朗	四国中央市金田町半田乙52番地
"	石村 國次	四国中央市川滝町下山2066番地
"	石川 晴男	四国中央市川滝町領家1375番地
"	篠原 共明	四国中央市柴生町448番地3
"	石川 陽一	四国中央市妻鳥町2400番地2
監事	井原 芳順	四国中央市金生町下分2131番地3
"	矢野 強	四国中央市金田町半田甲530番地
"	石川 定生	四国中央市柴生町552番地

○愛媛県告示第1267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月12日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	川之江大豊線	四国中央市金生町下分字板屋870番2から 同町下分字板屋870番1地先まで	旧	メートル 7.1～16.5	キロメートル 0.037	
			新	15.0～16.5	0.037	

○愛媛県告示第1268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月12日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	坊屋敷小田線	喜多郡内子町立石303番2から 同町立石291番3まで	旧	メートル 5.2～20.0	キロメートル 0.180	
			新	13.7～33.0	0.180	

○愛媛県告示第1269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	坊屋敷小田線	喜多郡内子町立石299番3から 同町立石291番3まで	平成29年12月12日

○愛媛県告示第1270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	大瀬川中線	喜多郡内子町大瀬中央4511番6から 同町大瀬中央4508番1地先まで	旧	メートル 5.0~11.3	キロメートル 0.171	
			新	10.0~50.3	0.171	

○愛媛県告示第1271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年12月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大瀬川中線	喜多郡内子町大瀬中央4511番6から 同町大瀬中央4508番1地先まで	平成29年12月12日